

鳥取県地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 事業名称：鳥取県再犯防止推進事業
 2 再委託先：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
 3 事業の目的

平成30年4月に策定した「鳥取県再犯防止推進計画」においては、鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象者以外の、福祉的な支援が必要な者を福祉サービスにつなげる必要性について定め、地域生活へ円滑に移行する支援を行う機関の設置について検討することとした。

これにより、平成30年6月に「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置し、鳥取地方検察庁、弁護士及び地域での支援機関等の協力を得て、特別調整をされていない高齢・障がいのある犯罪をした者等の支援体制を構築することを事業の目的とする。

4 取組内容

- (1) 鳥取県社会生活自立支援センターの設置及び運営

起訴猶予者や執行猶予者など刑務所出所者以外の、福祉的な支援が必要な罪を犯した者への支援を行うため、鳥取県社会生活自立支援センターを設置し、相談員を配置する。

- (2) 鳥取県再犯防止推進会議の開催

地域社会における再犯防止等に関する実態の把握や情報共有を目的に、刑事司法関係機関、国、県などの公的機関、保健医療、福祉関係機関、各種民間団体など関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。

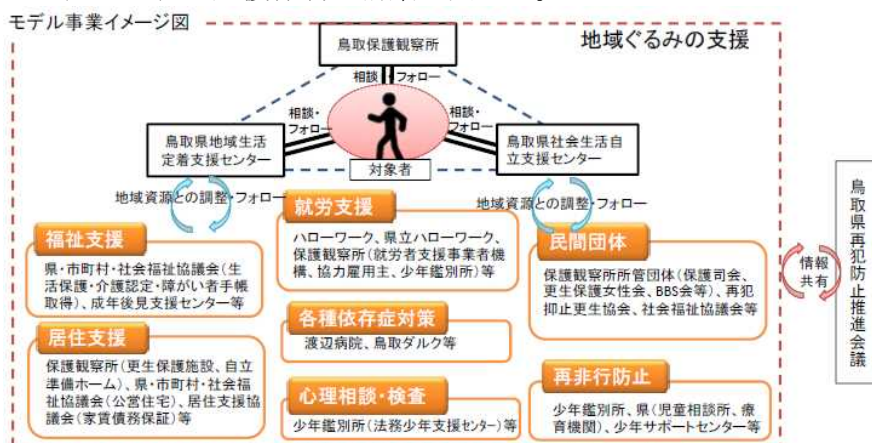
5 取組成果

- 社会生活自立支援センターにおいて、地域生活定着支援センターの対象とならない福祉的な支援が必要な罪を犯した者に対する支援を実施し、延べ83名の支援を行い26名の対象者を福祉的な支援に繋げることができた。

活動指標	単位	H30	R1	R2	計
相談件数	人	34	45	45	124
うち実働件数	人	24	33	26	83
うち福祉的支援に繋がった件数	人	7	9	10	26

※R2実績は事業終了時のもの。以下の表の実績も同じ。

- 社会生活自立支援センターが活動を行う上での支援体制の構築について、福祉的な支援が必要な対象者を発見し、社会生活自立支援センターへとつなげる、検察庁及び弁護士に対して勉強会を行うなど支援における連携体制が構築されてきた。
- また、対象者への支援においては、社会生活自立支援センターのみが関わるのではなく、関係機関が連携した地域ぐるみの支援が不可欠であることから、市町村、市町村社協、福祉関係団体などに対し、研修会を実施するなどの周知を行い支援体制の構築を図った。



- 社会生活自立支援センターで支援を行った者の再犯率については以下のとおり。本県における近年の刑法犯全体における再犯率は概ね30%前後で推移していることから、社会生活自立支援センターの支援により再犯の抑止効果があったものと考えられる。

年度	H30	R1	R2
再犯率	20%	3%	4%
フォローアップ中・終了後に再犯となった人数	5名	1名	1名
(参考) 実働件数	25名	33名	26名